

重要事項説明書 別紙

聖和園訪問介護サービスセンター 料金表 (令和4年10月1日より)

【基本料金】

サービス内容 1回あたりの所要時間		契約者負担金		
		基本利用料の1割	基本料金の2割	基本料金の3割
身体介護	20分未満	184円	368円	552円
	20分以上～30分未満	275円	550円	825円
	30分以上～1時間未満	436円	872円	1,308円
	1時間以上～1時間30分未満	637円	1,274円	1,911円
以後30分増すごとに加算あり				
生活援助	20分以上～45分未満	201円	402円	603円
	45分以上	248円	496円	744円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(契約者負担額)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が同行訪問を行った場合	200円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受けて、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	100円 (1回につき)
介護職員 処遇改善加算Ⅰ※	介護職員の定着や職員の質の向上を目的としての加算。国が定める算定要件を全て満している場合	所定単位数に加算率 13.7%を乗じた単 位数で算定
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ※	介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算	所定単位数に加算率 6.3%を乗じた単 位数で算定
介護職員等 ベースアップ等支援加算Ⅰ※	処遇改善加算を取得している事業所で、加算額の2/3を介護職員等のベースアップに使用する場合	所定単位数に加算率 2.4%を乗じた単 位数で算定
特定事業所加算Ⅱ※	国の定める、体制要件、人材要件、重度対応要件の適合する場合	上記基本部分に10% 含まれている
夜間・早朝・深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

聖和園介護予防訪問介護及び第一号訪問事業 料金表

【基本料金】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1ヶ月あたり)	契約者負担金					
	1回			月額上限		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護予防訪問介護費Ⅰ	268円	536円	804円	1,176円	2,352円	3,528円
介護予防訪問介護費Ⅱ	272円	544円	816円	2,349円	4,698円	7,047円
介護予防訪問介護費Ⅲ	287円	574円	861円	3,727円	7,454円	11,181円

- ・週2回超は要支援2の判定を受けた者のみ利用可能
- ・1月あたりの月額報酬または1回あたりの単価に基づく出来高払いとする。
(併用不可)

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(契約者負担額)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が同行訪問を行った場合	200円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ※	介護職員の定着や職員の質の向上を目的としての加算。国の定める算定要件を全て満たしている場合	所定単位数に加算率 13.7%を乗じた単位数で算定
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ※	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事業所の訪問介護員などが指定訪問介護を行った場合	所定単位数に加算率 6.3%を乗じた単位数で算定
介護職員等 ベースアップ等支援加算Ⅰ※	処遇改善加算を取得している事業所で、加算額の2/3を介護職員等のベースアップに使用する場合	所定単位数に加算率 2.4%を乗じた単位数で算定

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。